

# 「京都市いきいき働く医療機関認定制度」

～働きやすい働きがいのある職場として新たに3病院を認定！～

京都府医療勤務環境改善支援センター

京都府医療勤務環境改善支援センターでは、平成29年1月から「京都市いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取り組むことを宣言し、勤務環境改善に取り組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取り組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

令和元年7月3日の京都市いきいき働く医療機関認定審査会において、「なごみの里病院」、「宇治武田病院」「京都東山老年サナトリウム」の3病院が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として新たに認定されました。

認定までには、病院において当センターによる実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。



いきいき働く認定医療機関(基本認定:令和元年7月末現在)



## 「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

令和元年7月末現在、81病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取り組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

### いきいき働く宣言医療機関 (令和元年7月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- |                      |                    |                     |                 |
|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院      | 22 いわくら病院          | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 2 京都ルネス病院            | 23 相馬病院            | 44 洛和会東寺南病院         | 65 金井病院         |
| 3 田辺中央病院             | 24 向日回生病院          | 45 身原病院             | 66 京都鞍馬口医療センター  |
| 4 田辺記念病院             | 25 亀岡シミズ病院         | 46 洛西シミズ病院          | 67 五木田病院        |
| 5 精華町国民健康保険病院        | 26 綾部市立病院          | 47 洛西ニュータウン病院       | 68 丹後中央病院       |
| 6 京都九条病院             | 27 稲荷山武田病院         | 48 医仁会武田総合病院        | 69 愛生会山科病院      |
| 7 西京病院               | 28 京都博愛会病院         | 49 武田病院             | 70 宇治病院         |
| 8 シミズ病院              | 29 学研都市病院          | 50 伏見岡本病院           | 71 京都桂病院        |
| 9 ほうゆう病院             | 30 脳神経リハビリ北大路病院    | 51 京都岡本記念病院         | 72 西陣病院         |
| 10 宮津武田病院            | 31 京都回生病院          | 52 亀岡病院             | 73 大島病院         |
| 11 松ヶ崎記念病院           | 32 木津屋橋武田病院        | 53 高雄病院             | 74 むかいじま病院      |
| 12 長岡病院              | 33 嵯峨野病院           | 54 なぎ辻病院            | 75 市立舞鶴市民病院     |
| 13 京都南病院             | 34 京都南西病院          | 55 八幡中央病院           | 76 渡辺病院         |
| 14 新京都南病院            | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 56 市立福知山市民病院        | 77 京都民医連あすかい病院  |
| 15 京都民医連中央病院         | 36 北山武田病院          | 57 田辺病院             | 78 洛北病院         |
| 16 もみじヶ丘病院           | 37 賀茂病院            | 58 蘇生会総合病院          | 79 南京都病院        |
| 17 三菱京都病院            | 38 京都きづ川病院         | 59 京都双岡病院           | 80 新河端病院        |
| 18 吉川病院              | 39 宇多野病院           | 60 なごみの里病院          | 81 西山病院         |
| 19 宇治武田病院            | 40 洛和会丸太町病院        | 61 富田病院             |                 |
| 20 京都久野病院            | 41 洛和会音羽病院         | 62 綾部ルネス病院          |                 |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 42 洛和会音羽記念病院       | 63 六地藏総合病院          |                 |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター  
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー  
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間 月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分  
場所 COCON烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

# 京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News



August 2019. | Vol. 44

## 働き方改革関連法

### 「年次有給休暇の年5日の取得義務」「時間外労働の上限規制」について

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方を推進する働き方改革関連法が2019年4月より順次施行されました。

今回は働き方改革関連法の「年次有給休暇の年5日の取得義務」「時間外労働の上限規制」のポイントをご紹介します。

### まずは法改正スケジュールを確認しましょう

施行内容	看護師・事務員など	医師	管理監督者
年次有給休暇の時季指定義務	2019年4月適用		
時間外労働の上限規制	大規模医療機関*1 2019年4月適用	2024年4月適用 (施行内容を検討中)	適用なし
	中小規模医療機関*2 2020年4月適用		

Q 規模は何で判断する?

A 医療機関の規模は病床数ではなく、労働者数等で判断します。

※1 法人単位で常時使用する労働者数が100人超かつ資本金の額または出資金の総額が5,000万円超

※2 法人単位で常時使用する労働者数が100人以下または資本金の額または出資金の総額が5,000万円以下

資本金または出資金がない場合は労働者数のみで判断します。

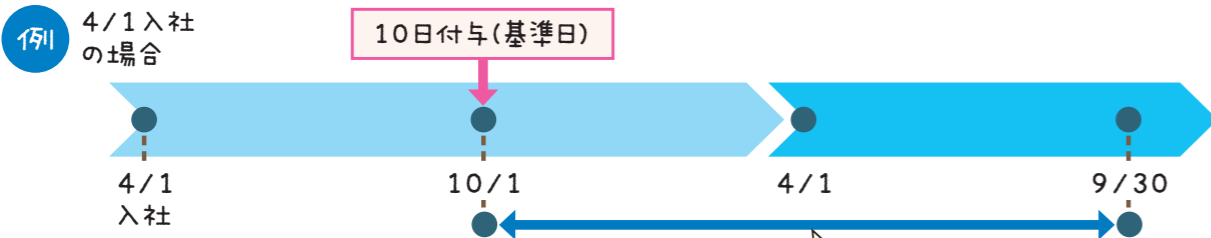
ちよこっとコラム

# 2019.4 年次有給休暇の時季指定義務等スタート

## Check ①

年次有給休暇の年5日の時季指定が義務付けられます ※規模問わず全ての医療機関に適用

年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、自ら申し出て取得した日数や計画的付与で取得した日数を含めて、**年5日取得**させなければなりません。



年10日以上年次有給休暇が付与される職員であれば、パート・アルバイトも時季指定義務の対象なんです。



10/1～翌9/30までの1年間に5日取得時季を指定しなければならない。

◎時季指定にあたっては労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません。

### Point 1 自院の年次有給休暇の付与ルールを確認しましょう

職員ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者(理事長、院長等)が取得時季を指定して与える必要があります。医療機関によって基準日は異なりますので、就業規則を確認するなど自院のルールを再度確認してみましょう。

### Point 2 年次有給休暇管理簿を作成する必要があります

年次有給休暇の基準日、与えた日数、取得・指定した時季を明らかにした書類(年次有給休暇管理簿)の作成が義務付けられました。曖昧な管理体制になっている医療機関は管理方法を変えなければなりません。

### Point 3 年次有給休暇をとりやすい医療機関を目指しましょう

時季指定をするまでもなく、職員が年5日以上有給休暇を取得できるような職場づくりが大切です。休暇をとりやすいように業務内容を見直す、計画的付与を導入するなど対策を講じましょう。

◎ **臨時的な特別の事情**があつて労使が合意する場合でも、

- ・年720時間以内(休日労働を含まない)
- ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
- ・月100時間未満(休日労働を含む) を超えることはできません。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、**年6回まで**です。

### Point 1 36協定をきちんと結びましょう

労働時間は原則1日8時間・1週40時間以内とされており、これを超える場合は36協定(時間外労働、休日労働に関する協定)の締結、労働基準監督署長への届出が必要です(月45時間、年360時間を超える場合は特別条項付36協定)。きちんと締結、届出をしているのか確認しましょう。

### Point 2 時間外労働・休日労働を必要最小限に留める工夫をしましょう

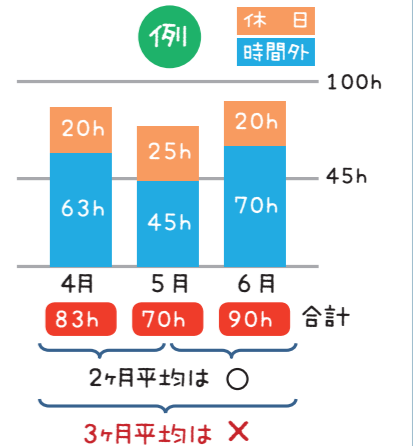
36協定の範囲内であっても、使用者(理事長、院長等)は職員に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まります。時間外労働がなるべく発生しないようにするため、変形労働時間制やワークシェアリング、時短勤務など柔軟な働き方の導入を検討しましょう。

### Point 3 休日労働をきちんと把握しましょう

「複数月平均80時間」には休日労働を含みます。時間外労働45時間を超過していても、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、5ヶ月、6ヶ月それぞれの時間外労働+休日労働が80時間を超えていないか注意が必要です。

「時間外労働+休日労働」の時間数を確認。この場合、2ヶ月平均では上限規制の範囲内ですが、3ヶ月平均では81時間となるため、**法違反となります。**

※右記例は特別条項付36協定を締結している場合です。



# 2019.4【大規模医療機関】 2020.4【中小規模医療機関】 時間外労働の上限規制がスタート!

## Check ②

時間外労働の上限規制が定められます ※医師については2024年4月に適用(施行内容を検討中)

- ◎時間外労働の上限は、**原則として月45時間・年360時間**とし、**臨時的な特別の事情**がなければこれを超えることはできません。

## 7月の活動内容

### 1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」実施確認

令和元年7月:1病院 <令和元年度合計:6病院>

### 2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

令和元年7月:4病院 <令和元年度合計:7病院>

### 3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医療経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

### 4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

医療勤務環境改善研修会 「多職種の働き方改革について」 一北部地域開催一

日時: 令和元年7月18日(木) 午後1時30分～午後4時

場所: サンプラザ万助 3Fヒアソールチェ

開催内容: 1. 基調講演

テーマ: 「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」

講師: 深澤 理香氏 (深澤社会保険労務士事務所特定社会保険労務士)

2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)

3. シンポジウム

### 医療勤務環境改善研修会

「多職種の働き方改革について」

京都市内・南部地域開催

日時: 令和元年12月12日(木) 午後2時～午後4時30分

場所: メルパルク京都 5F会議室A京極

定員: 120名

開催内容: 1. 基調講演

テーマ: 「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」

講師: 深澤 理香氏 (深澤社会保険労務士事務所特定社会保険労務士)

2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)

3. シンポジウム

参加費: 無料

※各研修の申込方法/京都私立病院協会ホームページの「研修会・講習会申込」からお申し込みください。定員に達し次第、締め切りますので、お早目にお申し込みください。

今後のスケジュール 令和元年8月: 病院訪問 (3病院)